

白岡市空き地の環境保全に関する条例（案）

白岡市空き地等の環境保全に関する条例（昭和47年白岡町条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、雑草等が繁茂し、それが放置されていることにより、火災又は害虫が発生する等、地域の良好な生活環境に影響を及ぼす原因となっている空き地の適正な管理を図るため、必要な事項を定め、もって市民の安心で安全な暮らしの実現及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、その管理状態が、人が使用していない土地と同様の状態にある土地を含む。）をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯れ草その他これらに類するかん木類をいう。
- (3) 管理不全な状態 適切な管理が実施されていない空き地であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 所有者等 空き地の所有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き地を適切に管理するとともに、これを積極的に活用するよう努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、所有者等による空き地の適正な管理及び活用を促進するために必要な施策を適切に講ずるよう努めるものとする。

（助言又は指導）

第5条 市長は、空き地が管理不全な状態にあるとき、若しくは管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対

し、雑草等の除去その他管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の助言又は指導を行った後も、なお管理不全な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、期限を定めて雑草等の除去その他管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、所有者等が前条の勧告に従わず、雑草等の除去その他管理不全な状態の改善に必要な措置を履行しないときは、当該勧告に従うよう期限を定めて、雑草等の除去その他管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずるよう命令することができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとするものに対し、当該措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付し、その措置を命じようとするもの又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、管理不全な状態の空き地に起因して人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き地の立入調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のための認められたものと解釈

してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。